

月形町告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示します。

令和5年8月9日

月形町長 上坂 隆一

記

1 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に関する寄附金

2 指定納付受託者

名称	所在地	期間
ライフカード株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西一丁目3番地20	令和5年8月10日から 契約期間満了日まで